

総社市指名選定及び契約審査委員会規程

平成28年3月31日

総社市訓令第3号

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入等に係る入札及び契約事務の適正な執行を確保するため、総社市指名選定及び契約審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 次に掲げる事項の指名選定に関すること。

ア 建設工事及び建設工事に関連する設計、調査、測量等の業務委託

イ 物品の製造の請負及び購入

(2) 前号ア及びイに掲げるものの一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格審査に関すること。

(3) 一般競争入札の実施に関すること。

(4) 低入札価格調査に関すること。

(5) 入札及び契約制度に関すること。

(6) 談合等の不正行為への対応及び指名停止に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は政策監をもって充てる。

3 委員は、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要な都度委員長が招集する。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 委員会の審議を要する事項で緊急を要するため会議を招集する暇がないときは、過半数の委員に回議し、委員長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

(部会長等)

第7条 専門部会に部会長を置き、委員長が選任する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。

3 第4条第1項並びに第5条第1項及び第2項の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(指名等)

第8条 市長は、第2条第1号について委員会の指名選定結果をもって指名選定をしたものとみなす。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(総社市契約審査委員会規程の廃止)

2 総社市契約審査委員会規程（平成17年総社市訓令第38号）は、廃止する。